

令和9年度石川県立盲学校・ろう学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験 実施案内

石 川 県 教 育 委 員 会

1 目 的

石川県立学校の寄宿舎指導員（盲学校又はろう学校の寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話、学習指導及び生活指導に従事する）を志願する者について、その採用に当たっての選考資料を得ることを目的とします。

2 受験資格

次の(1)(2)の条件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者
- (2) 昭和42年4月2日以降に生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）

3 採用見込数

若干名

4 試験期日及び試験会場

試 験 区 分	試 験 期 日	試 験 会 場
筆記試験・適性検査・面接試験	令和8年10月4日（日）	石川県立金沢西高等学校

5 試験の内容等

試験区分		内 容 等
筆記 試験	総 合 教 養	・一般教養及び『特別支援教育』に関する基礎的な知識を問う。
	作 文	・寄宿舎指導員としての意欲、適性等をみる。
面 接 試 験		・個人面接において、寄宿舎指導員としての意欲、適性等をみる。

6 試験の日程

試 験 日	9:00	9:30	9:40	11:10	11:30	12:00	13:00～
10月4日（日）	受付	諸注意等	筆記試験	休憩	適性検査	昼食	面接試験

7 出願手続

(1) 出願に要する書類等

ア 石川県立盲学校・ろう学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験志願書（電子申請により提出）

- (注) ・志願書入力上の注意に従い、入力もれのないようにしてください。
・入力内容に偽り等があった場合は、採用を取り消すことがあります。
・身体の不都合で試験実施上配慮の必要なことがあれば、該当欄に具体的に記入してください。

イ 連絡用封筒（長形3号：235mm×120mm）1枚

- (注) ・選考結果通知書等を簡易書留で郵送します。宛先（郵便番号・住所）及び宛名を明記し、460円分の切手を貼ってください。

(2) 申請方法

- ① 「石川県公立学校教員募集<令和9年度採用>」ホームページ（<https://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/kyousyoku/index.html>）の「寄宿舎指導員募集」から、石川県電子申請システム「令和9年度石川県立盲学校・ろう学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験電子申請」にアクセスし、指示に従い必要事項を入力し、申請してください。

期 間：令和8年8月17日（月）9時から令和8年8月31日（月）23時までに申請が完了したものを有効とします。

- (注) ・出願にあたっては、石川県電子申請システムの申請用アカウント（Grafferアカウント）の登録が必要です。アカウント登録には、各自のメールアドレスが必要です。
・出願の受理等については、電子メールで連絡します。システムから送信されるメールを受信することができるよう、「@mail.graffer.jp」のドメインから送付されるメールの受信許可設定を行うようにしてください。
・画像ファイルによる顔写真の登録が必要です。
・使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

- ② 上記(1)出願に要する書類等のうち、イについては、試験当日に受付で提出してください。

- (3) 受験票の交付
9月16日（水）以降に、石川県電子申請システムにより受験票が交付されます。各自でダウンロードし、プリントアウトしたものを、試験当日に持参してください。

8 試験当日の携行品

試験当日の携行品は、次のとおりです。

- | |
|--|
| ① 受験票
② 筆記用具
③ 黒色の0.5mmのボールペン（水性・油性のどちらでも可）
④ 外履きを入れる袋及び内履き |
|--|

9 選考及び選考結果等

- (1) 選考について
選考に当たっては、寄宿舍指導員としての資質をバランスよく備えている者を採用するため、知識の量のみにとらわれず、公務員としての使命感、豊かな体験に裏打ちされた指導力などの人物評価を重視し、総合的な視点に立って判定を行います。
- (2) 選考結果の通知
令和8年10月30日（金）に選考結果通知書を本人あて発送します。また、同日午後3時から、採用候補者の受験番号を「石川県公立学校教員募集<令和9年度採用>」ホームページに掲載します。
- (3) 採用候補者に対する資格確認
採用候補者には、選考結果通知後、以下の書類を提出していただきます。
・最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書（3か月以内のもの）
（注）卒業証明書に記載された氏名と本人の氏名が異なる者は、これを証明する公的機関の証明書（戸籍抄本等）を1通提出してください。

10 採用

令和8年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、今後、こどもと接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。また、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。このため、採用手続き等の過程において、書面等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。なお、確認の結果、前科があることが判明した場合は採用しないことがあります。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

11 給与等の待遇

- (1) 初任給
2026(令和8)年4月現在では、高校卒の初任給は233,940円、短大卒の初任給は257,040円、大学卒の初任給は273,945円です(教職調整額を含む。)。なお、学歴、職歴などに応じて所定の額が加算されます。
初任給及び加算額は、人事委員会勧告に基づき改定されることがあります。
- (2) 昇給
原則として毎年1回行われます。
- (3) 諸手当
期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、義務教育等教員特別手当等が、それぞれの支給条件に応じて支給されます。

12 その他

- (1) 試験会場及び試験会場までの交通機関

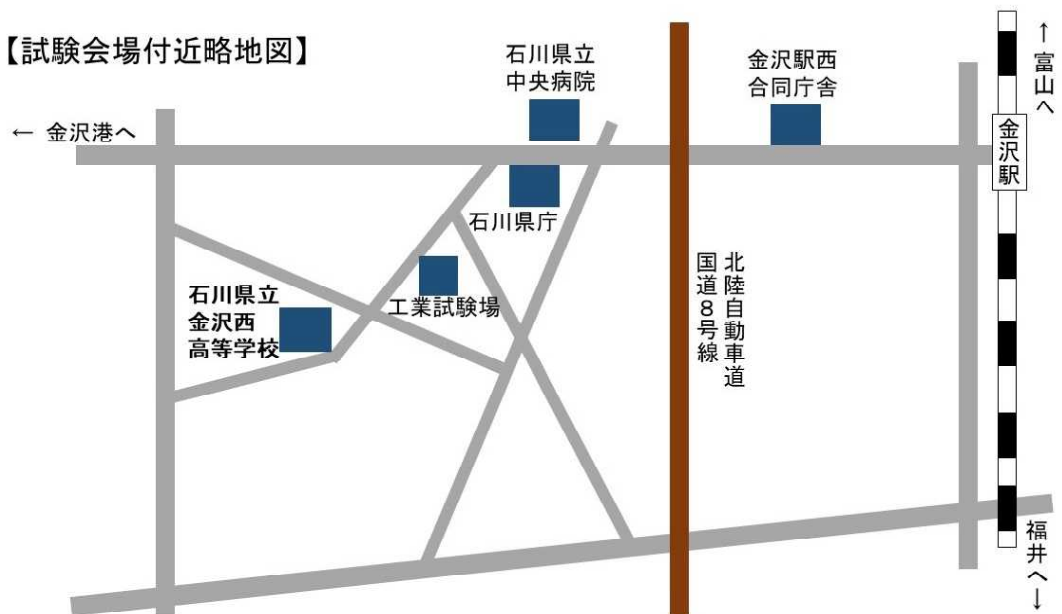
試験会場及び電話番号	所在地及び交通機関
石川県立金沢西高等学校 TEL (076)268-4321	金沢市畝田東3丁目526番地
	北鉄バス「金沢西高校前」下車徒歩約2分 「県庁前」下車徒歩約10分

- (注) ・駐車場のスペースには限りがありますので、なるべく公共交通機関等を利用してください。
・試験会場の教室には時計がありませんので、各自準備してください。
・試験会場内での携帯電話等の通信機器や、通信機能を備えた時計（ウェアラブル端末含む）の使用は固く禁じます。

- (2) 出願及び受験についての問合せ先は、次のとおりです。

〒 920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県教育委員会事務局教職員課 電話 (076) 225-1823 (直通)

【試験会場付近略地図】



令和9年度石川県立盲学校・ろう学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験志願書

<入力上の注意>

- 1 受験分野は、「寄宿舎指導員」を選択すること。
- 2 志願書の年齢は、令和9年4月1日現在の満年齢を入力すること。
- 3 学歴は、高校・短大・大学・大学院・専攻科について、該当するものを順に入力すること。また、該当者は、免許状取得のための通信教育校も入力すること。
- 4 経歴は、留学等を含めて無職であった期間についても、その旨を入力すること。また、正規採用職（社）員と臨時的任用職（社）員の別がわかるように入力すること。
- 5 「賞罰」、「身体の都合で受験に際して必要な配慮」は、「有・無」を選択し、「有」の場合、その内容も入力すること。
（「罰」については、罰金刑以上の刑事罰及び懲戒処分について、判決確定年月日等又は処分年月日と内容を入力）
- 6 活動歴及びその実績は、所属した生徒会、部活動、サークル、ボランティア等の名称や、そこでの役割、及び大会、コンクール等での顕著な実績等を入力すること。
- 7 免許・特技・資格は、介護福祉士、教育職員免許状（高1福祉など）、スポーツ（剣道初段など）、資格（社会教育主事、学芸員など）、所有免許（大型特殊自動車運転免許など）等を入力すること。
- 8 「石川県の寄宿舎指導員を目指すあなたの思い」の記述は、枠内に収めること。
- 9 誓約文は、地方公務員法第16条各号及び学校教育法第9条各号に該当しないか、必ず確認し、チェックすること。

<参考>

地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者※
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※「その執行を受けることがなくなるまでの者」とは、執行猶予中の者のことを言います。

学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者